

定款変更新旧対照表

新	旧
<p>(決議)</p> <p>第 19 条評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(1) 監事の解任</p> <p>(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 基本財産の処分又は除外の承認</p> <p>(5) その他の法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>4 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。</p> <p>5 評議員会に代理人が出席して議決権を行使すること、評議員が評議員会に出席することなく書面等によって評議員会の議決権を行使すること及び評議員が議案の賛否について個々の評議員の賛否を個別に確認する方法での決議はできない。</p>	<p>(決議)</p> <p>第 19 条評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(1) 監事の解任</p> <p>(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 基本財産の処分又は除外の承認</p> <p>(5) その他の法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>4 評議員会に代理人が出席して議決権を行使すること、評議員が評議員会に出席することなく書面等によって評議員会の議決権を行使すること及び評議員が議案の賛否について個々の評議員の賛否を個別に確認する方法での決議はできない。</p>